

大和市告示第66号

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市健康ポイント事業実施要綱（平成28年大和市告示第272号）の一部を次のように改正する。

第2条中「40歳」を「20歳」に、「満40歳」を「満20歳」に改める。

第3条第1項第3号中「市」を「本市」に改め、「規定に基づき市長が認定した」を削る。

第10条第1項中「、は」を「、」に改め、同条第2項中「旨を」の次に「当該当選者に」を加え、同条第3項中「繰上げ」を「新たに」に、「おける」を「おいて、」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。